

## 2 条例等

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況
2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況
2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況
2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況
2.5 ごみ屋敷条例の制定状況
2.6 ごみ屋敷の把握状況
2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い
2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況
2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況
2.10 不法投棄監視員制度の状況
2.11 再生利用に係る指定の状況
市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設用の告示・縦 2.12 覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況:①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	大規模建築物所有者への一般廃棄物減量計画書の提出及び管理者の選任	事業用途の延床面積が3,000㎡以上ある建物	一般廃棄物減量等計画書の提出及び立入調査	②
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	事業系一般廃棄物の減量義務 事業系一般廃棄物管理責任者の選任 事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画を策定	市処理施設に月5t以上搬入するもの	個別指導、文書による通知	②
熊谷市	×					②
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(事業用建築物の所有者等の義務) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	事業系一般廃棄物の廃棄物管理責任者の選任届出 廃棄物の減量に関する計画書の作成、提出 再生利用対象物、廃棄物の保管場所の設置、届出	事業用途に供する部分の床面積の合計が3000平方メートル以上の事業用建築物の所有者	減量計画書の確認、立入検査	②
行田市	○	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	多量の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の指示。	①粗大ごみを除く廃棄物で、搬出量が1日あたり10キログラムを超え、1ヶ月の搬出量が200キログラムを超えるもの。 ②引っ越しなどにより一時的に生じたもので、その合計が100キログラムを超えたもの。	個別指導	②
秩父市	×					④
所沢市	○	所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化の推進に関する要綱	・事業系一般廃棄物の減量及び資源化計画書の作成、提出 ・事業系一般廃棄物管理責任者の選任(届出)	市の処理施設に月平均5t以上の廃棄物を搬入する者	個別指導	①
飯能市	×					①
加須市	×					②
本庄市	×					①
東松山市	×					③
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない	1日平均50キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者		④

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況:①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
狭山市	○	・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	・事業系一廃減量計画の作成、事業系一廃の運搬場所及び運搬方法その他の指示。 ・指示に従わない事業者に対し、期限を定めた指示内容の履行命令。 ・命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	常時月1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者	内容参照	①
羽生市	×					①
鴻巣市	×					③
深谷市	×					④
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量等計画書の提出	事業の用に供する延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築物	個別指導、勧告	②
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	減量計画の作成及び減量計画書の提出	日糶100kg以上を排出している事業者	パンフレットの送付等	①
越谷市	×					②
蕨市	×					②
戸田市	×					②
入間市	×					②
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量化計画の作成	直接又は許可業者への委託により月量4t以上を搬入する事業者、事業用大規模建築物(事業の用途に供する部分の床面積が3000平方メートル以上)の所有者	事業系一般廃棄物減量等計画書の提出	①
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、再利用及び適正処理等に関する条例及び施行規則	多量排出事業者の認定一般廃棄物管理責任者の選任事業系一般廃棄物減量化等計画書	(1)過去1年又は6か月間の平均で一般廃棄物搬入実績量のいずれかが4トン以上であること。(2)過去1年間又は6か月間のうち、一般廃棄物搬入実績量4トン以上の月が半数以上であること	勧告	①

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況:①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
和光市	○	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、事業系一般廃棄物の運搬又は処分すべき場所及び処分の方法、その他必要な事項の指示。	事業系一般廃棄物を1日30kg以上排出する事業者	指示に従わない場合は勧告を行い、勧告に従わないときはその旨を公表する。	①
新座市	○	新座市事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関する要綱	減量化・再資源化計画の作成	月量4トン以上の搬入業者	文書による通知	①
桶川市	×					
久喜市	久喜宮代衛生組合で実施					
北本市	×					③
八潮市	○	八潮市廃棄物処理及び再利用に関する条例	減量・分別計画の作成	月平均1.5t以上を売却施設に搬入する事業所	個別指導等	②
富士見市	○	富士見市事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関する要綱	事業系ごみの排出抑制、適正処理等について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進を図る	4t/月	・当該年度の排出ごみの減量化及び再資源化計画書を市に提出 ・排出量を記録した管理票を受託業者を通じて市に毎月提出	②
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去りに関する条例、同施行規則	廃棄物を多量に排出する事業者は、減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない	月平均1.5トン以上焼却施設に搬入する事業所	指導方法については、定めていない。	①
蓮田市	組合で回答					
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	減量化計画の作成及び運搬方法等その他必要な事項を指示	毎月5t以上	個別指導、文書による通知	①
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	運搬すべき場所及び方法の指示	常時1日平均10kg以上又は一時に100kg以上	個別指導	③
鶴ヶ島市	埼玉西部環境保全組合で回答					
日高市	○	日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	場所及び運搬方法の指示	規則で定める	規定なし	①

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況:①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び施行規則	事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出	1日10kg以上又は一時的に100kg以上	個別指導	①
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び施行規則	再利用計画の作成、運搬すべき場所及び運搬の方法等の指示。	100kg/日	個別指導	①
白岡市	蓮田白岡衛生組合が回答					
伊奈町	×					②
三芳町	○	三芳町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物の再利用に関する計画書の提出をお願いしている。	1日につき100キログラム以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者	事業系一般廃棄物ハンドブックにより、「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」を町に提出してもらう。	①
毛呂山町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	運搬すべき場所及び方法を指定	1日平均排出量が30kg以上	内容物検査実施要項による	②
越生町	埼玉西部環境保全組合で回答					
滑川町	×					④
嵐山町	×					①
小川町	○	小川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	町長に届け出て運搬すべき場所及び方法について指示を受ける	一時に50kg以上の一般廃棄物及び粗大ごみを排出	個別指導	①
川島町	×					①
吉見町	×					②
鳩山町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	運搬すべき場所及び方法を指定	1日平均排出量が30kg以上	内容物検査実施要項による	②
ときがわ町	×					③

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村事務組合	規定の有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
横瀬町	○	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②
皆野町	○	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する 条例施行規則	減量化計画の作成、当該 一般廃棄物を運搬すべき 場所及び運搬方法、その 他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又 は0.2㎡以上	個別指導	②
長瀬町	組合で回答					
小鹿野町	秩父広域市 町村圏組合 で回答					
東秩父村	×					①
美里町	○	美里町廃棄物の処理及 び再利用に関する条例	業系一般廃棄物の減量及 び適正処理に関する計画 書の作成	100kg以上/日	計画書の提出	①
神川町	×					①
上里町	×					②
寄居町	×					③
宮代町	久喜宮代衛 生組合で実 施					
杉戸町	×					②
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及 び再生利用に関する条例	減量化計画の作成	×	個別指導	④
蓮田白岡衛 生組合	○	廃棄物の処理及び再生 利用の促進に関する条例	一般廃棄物減量計画の作 成	可燃ごみ・・・1日の平均排出 量が100kg以上 不燃・粗大ごみ・・・適正量以 上の排出事業所	個別指導	②
久喜宮代衛 生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄 物の処理及び再利用に 関する条例	減量化計画の作成及び一 般廃棄物管理責任者の選 任	組合施設に月平均1.5トン以 上の廃棄物を搬入する者	文書による通知、事業 所訪問	②
朝霞地区一 部事務組合	該当なし					

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

排出事業者の把握状況:①全排出事業者を把握している(できるシステムがある)、②多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)、③全く把握していない、④その他

市町村事務組合	規定の有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法	排出事業者の把握状況
皆野・長瀬下水道組合	該当なし					
上尾、橘川、伊奈衛生組合	該当なし					
志木地区衛生組合	該当なし					
北本地区衛生組合	該当なし					
入間西部衛生組合	該当なし					
入間東部地区事務組合	該当なし					
小川地区衛生組合	×					①
坂戸地区衛生組合	×					
東埼玉資源環境組合	該当なし					
蕨戸田衛生センター組合	×					①
彩北広域清掃組合	該当なし					
秩父広域市町村圏組合	○	秩父広域市町村圏組合 廃棄物の処理等に関する条例施行規則	減量化計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬方法、その他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又は0.2㎡以上	個別指導	②
児玉郡市広域市町村圏組合		本庄市、美里町、神川町、上里町が回答				
埼玉西部環境保全組合	○	埼玉西部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	運搬すべき場所及び方法を指定	1日平均排出量が30kg以上	内容物検査実施要項による	②
大里広域市町村圏組合		熊谷市、深谷市、寄居町が回答				
埼玉中部環境保全組合	○	埼玉中部環境保全組合 廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則	運搬すべき場所及び方法を指示	1回につき50kg以上	個別指導	②

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	○	
川越市	×						
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	×	×	○	×	
川口市	○	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	飲料容器等をみだりに捨てた者は、20,000円以下の罰金。散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者が規定に違反し勧告に従わず、命令に違反した者は、200,000円以下の罰金。また、規定による届出を行わず虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金。	×	○	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	○	
秩父市	○	秩父市環境保全条例	×	×	×	×	
所沢市	×						
飯能市	○	飯能市環境保全条例	×	×	×	○	第50、51、52条
加須市	○	加須市環境保全条例	なし	×	○	×	
本庄市	○	本庄市環境保全条例	なし	×	×	×	
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	×	
春日部市	×						
狭山市	○	狭山市ポイ捨て防止に関する条例	原状回復命令違反者に対し2万円以下の罰金	×	×	○	
羽生市	○	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例	公表	×	×	○	
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	違反した者は、1万円以下の過料に処する。	×	○	×	
深谷市	○	深谷市くらしの環境美化条例	無	×	×	×	
上尾市	○	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	なし	×	×	○	



2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適用 実績の有無	地域指 定の有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
草加市	○	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	50,000円以下の罰金	×	×	×	
越谷市	○	越谷市まちをきれいにする条例	自動販売機設置に伴い回収容器等を設置しない業者が勧告に従わないときは、10万円以下の罰金。 空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの回収勧告に従わないときは、5万円以下の罰金。	×	×	○	
蕨市	○	蕨市さわやか環境条例	なし	×	×	×	
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	×	×	
入間市	×						
朝霞市	○	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	○	○	
志木市	○	志木市ポイ捨てに防止に関する条例	なし	×	○	×	自動販売機の規定は志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例の第13条2項に規定されている
和光市	○	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	なし	×	○	○	
新座市	○	新座市ポイ捨ての防止に関する条例	氏名及び住所又は名称及び所在地、行為の内容の公表	×	○	○	
桶川市	○	桶川市環境美化に関する条例	2万円以下の過料	×	×	×	ごみのポイ捨て及び犬のふん放置の是正の命令に従わないとき
久喜市	○	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	2万円以下の過料	×	○	○	
北本市	×						
八潮市	○	八潮市空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	空き缶等回収容器の設置及び管理義務がある事業者の必要措置命令違反に対しては10万円以下の罰金	×	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	×	×	左記条例第7条に規定
三郷市	○	三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例	50,000円以下	×	×	×	
蓮田市	×						
坂戸市	○	坂戸市環境保全条例	×	×	×	○	

2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
幸手市	×						
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	該当なし	×	×	○	
日高市	○	日高市環境保全条例	×	×	×	○	
吉川市	○	吉川市環境保全条例	現状回復命令違反に対し、5万円以下の罰金	×	×	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	○	×	
白岡市	×						
伊奈町	×						
三芳町	○	三芳町をきれいにする条例	×	×	○	×	
毛呂山町	○	毛呂山町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	×	
越生町	○	越生町環境保全条例	10万円以下の罰金	×	×	○	
滑川町	○	滑川町の環境をよくする条例		×	×	○	
嵐山町	○	嵐山町環境保全条例	10万円以下の罰金	×	×	○	
小川町	○	小川町環境保全条例	行為が特定された不法投棄排出者に対する原状回復命令に違反した場合に10万円以下の罰金	×	×	○	
川島町	○	川島町環境保全条例	該当なし	×	×	○	
吉見町	×						
鳩山町	×						
ときがわ町	○	ときがわ町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	○	
横瀬町	×						
皆野町	×						
長瀬町	×						

## 2.2 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
小鹿野町	○	小鹿野町環境保全条例	行為が特定された不法投棄者 に対し原状回復命令に違反し た場合に罰則あり	×	×	×	
東秩父村	×						
美里町	×						
神川町	×						
上里町	×						
寄居町	×						
宮代町	○	宮代町きれいなまちづくり条例	きれいなまちづくり条例 第15 条(2万円以下の過料)	×	×	○	推進地域として条例 上指定は可能だが、 現在指定地域はな い。
杉戸町	×						
松伏町	○	松伏町環境保全条例	なし	×	×	○	

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

### 2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	
川越市	○	川越市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	×	×	○	
川口市	○	川口市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	路上喫煙及びポイ捨ての防止のために必要な施策や市民の責務を記載している。
秩父市	×					
所沢市	○	所沢市歩きタバコの防止に関する条例	無	×	○	
飯能市	×					
加須市	×					
本庄市	×					
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	
春日部市	○	春日部市路上喫煙の防止に関する条例 春日部市路上喫煙の防止に関する条例 施行規則	1万円以下の過料 (2,000円)	×	○	
狭山市	○	狭山市歩きタバコの防止に関する条例	無	×	○	
羽生市	×					
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	違反した者は、1万円以下の過料に処する。	×	○	
深谷市	×					
上尾市	○	上尾市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内での喫煙しない旨の命令に従わない場合は1万円以下の過料	×	○	
草加市	○	草加市路上喫煙の防止に関する条例	1,000円以下の過料	×	○	
越谷市	○	越谷市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙禁止命令に従わないときは、1万円以下の過料。	×	×	
蕨市	○	蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	路上喫煙禁止区域
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	2,000円の過料	×	○	喫煙制限区域内における路上喫煙に対し、指導・勧告・命令を行い、従わない者に2,000円の過料を科す。(令和2年10月1日施行)
入間市	×					

### 2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
朝霞市	○	朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する	×	○	
志木市	○	志木市路上喫煙防止条例	1万円以下の過料	×	○	
和光市	○	和光市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
新座市	○	新座市路上喫煙の防止に関する条例	10,000円以下の過料(2,000円)	×	○	
桶川市	○	桶川市路上喫煙の防止に関する条例	なし	×	○	
久喜市	○	久喜市路上喫煙の防止に関する条例	2万円以下の過料	×	○	
北本市	×					
八潮市	○	八潮市路上喫煙防止条例	禁止区域における命令違反者1万円以下の科料	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	○	左記条例第9条、第11条、第12条参照
三郷市	×					
蓮田市	○	蓮田市路上喫煙の防止に関する条例	罰則なし。是正するために必要な指導のみ。	×	○	
坂戸市	×					
幸手市	×					
鶴ヶ島市	×					
日高市	×					
吉川市	×					
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	○	
白岡市	×					
伊奈町	×					
三芳町	○	三芳町をきれいにする条例	×	×	○	
毛呂山町	×					
越生町	×					
滑川町	×					
嵐山町	○	嵐山町ぼい捨てゼロできれいな町づくり条例	1万円以下の過料	×	○	
小川町	×					
川島町	×					
吉見町	×					
鳩山町	×					
ときがわ町	×					

2.3 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
横瀬町	×					
皆野町	×					
長瀬町	×					
小鹿野町	×					
東秩父村	×					
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	×					
宮代町	×					
杉戸町	×					
松伏町	×					

2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

罰則適用の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適用実績	備考
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	再生利用目的で分別収集した資源物(規則で定めたもの)の所有権は市に帰属するため、市が指定した者以外は資源物を収集できない。	職員による不定期のパトロール、持ち去り禁止看板の設置、警察署への情報提供	○	窃盗罪を適用
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	集積所に排出された一般廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。指定する事業者以外のものは資源物を収集、又は運搬してはならない。	職員のパトロール	×	
熊谷市	○	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物(再生利用を目的として分別して収集するもの)の所有権は市に帰属する	職員による定期的な早朝パトロール	×	
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が指定する者意外は資源物を収集・運搬してはならない。	・委託による監視 ・市民による通報	×	条例による罰則はなく、窃盗罪として取り扱っている。
行田市	○	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に集められた一般廃棄物のうち資源物(紙類、布類、びん類及び金属類その他資源として再生利用が可能なものをいう。)となるものの所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	集積所に看板を設置 パトロールの実施	×	
秩父市	×					
所沢市	○	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市の指定する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属するものとし、市又は市長が指定する者以外の者が資源物を収集し、又は運搬してはならない。	持ち去り防止パトロールの実施 持ち去り禁止看板の作成・配布	×	
飯能市	○	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第14条の2:集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。市又は市長が指定する事業者以外の物は資源物の収集・運搬してはならない。	集積所に警告板の設置 ・意思表示紙の活用	×	窃盗罪を適用
加須市	○	加須市廃棄物の処理および清掃に関する条例	集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する	地元住民や警察と連携し、パトロールを実施	×	
本庄市	○	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例	・ごみ収集所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する。	排出時間帯に、環境衛生推進委員による立会いを実施	×	
東松山市	○	東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	持ち去り禁止看板の設置	×	窃盗罪を適用
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市の委託業者以外が集積所から資源物を収集運搬することの禁止	・職員パトロール ・持ち去り禁止看板の設置 ・警察と協定を結び情報共有	×	
狭山市	○	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に出された資源物(再利用を目的に収集する物で、規則で定めた物)	持ち去り禁止看板の設置及び職員によるパトロールを実施。	×	
羽生市	○	羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	排出された資源物の所有権は、市に帰属するものとする。	持ち去り禁止看板の設置	×	
鴻巣市	○	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(一般廃棄物のうち再生利用することを目的として、分別して収集するものをいう。次項において同じ。)の所有権は、市に帰属するものとする。 2 市又は市が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	資源物(一般廃棄物のうち再生利用することを目的として、分別して収集するものをいう。次項において同じ。)の所有権は、市に帰属するものとする。 2 市又は市が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	×	
深谷市	○	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市長が指定する場所に資源物が排出されたときは、当該資源物の所有権は市に移る。	パトロール実施	×	
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	資源物の所有権は市に帰属、市及び指定事業者以外の収集運搬の制限	パトロールの実施(月1回)	×	

2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適用の有無 ○あり ×なし	
					罰則適 用実績	備考
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止	職員及び委託業者によるパトロール、ホームページ等での啓発、市民、市民団体等への持ち去り行為禁止看板の配布等集積所への設置	×	
越谷市	○	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市又は規則で定める以外の者は、市長の指定する場所に搬出された廃棄物の持ち去り禁止、罰則規定	・ごみ集積所への持ち去り禁止看板の設置。 ・住民からの持ち去り情報の記録 ・警察との連携による持ち去り行為の防止	×	
蕨市	○	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定のごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。	持ち去り禁止の看板の設置・市内巡回パトロール	×	警察の検挙連絡に応じ、所轄警察署に刑法犯罪(窃盗)の被害上申書を提出
戸田市	○	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市長の指定する者以外の廃棄物の収集運搬を禁止	職員・委託業者によるパトロール、市独自の紙ひもの利用促進	×	
人間市	○	人間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源の所有権は市に帰属、市または市指定の者以外の収集運搬を禁止する	警告看板設置等	×	
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	ごみ集積所の資源物持ち去り防止監視パトロール実施	×	
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理に関する条例	資源物の所有権は、市に帰属する。市又は市が指定する事業者以外の者の収集運搬を禁ずる。	警告看板の配布	×	
和光市	○	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	分別し市が指定する容器等に収納され、所定の集積所及び日時に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。	看板の設置、パトロール	×	
新座市	○	新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。指定業者以外は資源物を収集し、又は運搬してはならない。	持ち去り厳禁の看板を設置、町内会や警察と連携したパトロール等	×	
桶川市	○	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	パトロールの実施、集積所への持ち去り禁止の看板の設置	×	
久喜市	○					令和6年4月1日施行 久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
北本市	○	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する。	・職員のパトロール ・持ち去り禁止看板の設置	×	
八潮市	○	八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	集積所に出された資源物を市及び委託業者以外の者の持ち去り行為の禁止(罰則)	・職員によるパトロール ・集積所に持ち去り禁止看板等の設置	×	
富士見市	○	富士見市廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属 ・市又は、市が指定する事業者以外の者収集運搬を禁ずる		×	左記条例第11条に規定
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例	廃棄物について必要な事項を定め、市民の生活環境の向上、資源の循環利用を図る。	市職員でのパトロールと警察との連携による書類送検	×	
蓮田市						組合で回答
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・排出された家庭系廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。 ・市または市が指定した事業者以外は、排出された家庭系廃棄物を収集し、または運搬してはならない。	・集積所に警告の看板を設置 ・月4回委託業者によるパトロールの実施 ・持ち去りの情報等により、市職員がパトロールを実施	×	
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	・市長の指定する場所に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する ・市長が指定した事業者以外の事業の収集運搬を禁ずる		×	



2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適用の有無 ○あり ×なし	
					罰則適用実績	備考
鶴ヶ島市						埼玉西部環境保全組合で回答
日高市	×					
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止。罰則あり。	資源物持ち去り防止パトロール	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属し、市又は市が委託した者以外の者は資源物を収集し、又は運搬してはならない。	パトロール	×	
白岡市						蓮田白岡衛生組合が回答
伊奈町	○	伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に排出された廃棄物のうち、資源物の所有権は町に帰属する	・集積所への掲示 ・パトロール	×	
三芳町	○	三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例	・集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、町に帰属する。 ・町又は町が委託した者以外の者は資源物を収集し、又は運搬してはならない。		×	
毛呂山町						組合で回答
越生町						埼玉西部環境保全組合で回答
滑川町	○	滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(再生利用することを目的として分別するものをいう)の所有権	パトロール等	×	
嵐山町	○	嵐山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所有権は町に帰属し、町が指定する事業所以外のものは収集運搬してはならない。	集積所に警告板の設置、パトロールの実施	×	
小川町	×					
川島町	○	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に搬出された資源物の所有権は、町に帰属する。 町が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	ホームページで周知	×	
吉見町	○	吉見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物が町に帰属するものであることを明確化	ポスター掲示	×	
鳩山町	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は組合に帰属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用
ときがわ町	○	ときがわ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・指定の場所に排出された資源物は町に帰属する。 ・町長が指定する事業所以外の者は廃棄物を収集、運搬してはならない	警察との連携	×	
横瀬町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	
皆野町	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	

2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適用の有無 ○あり ×なし	
					罰則適 用実績	備考
長瀬町						組合で回答
小鹿野町						秩父広域市町村 圏組合で回答
東秩父村	×					
美里町	○	美里町廃棄物の処理及び 再利用に関する条例	資源物の所有権は町に帰属	なし	×	
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	○	寄居町廃棄物の減量及び 処理に関する条例	・ごみ集積所に排出された資源物の所有権は、町に帰属 する ・町長が指定した者以外の者は、資源物を収集し、又は 運搬してはならない	看板設置、警察等によるパトロール	×	
宮代町						久喜宮代衛生組 合が回答
杉戸町	○	杉戸町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	ごみ集積所に排出された資源物の所有権は、杉戸町に 帰属する	職員パトロール、看板の設置	×	
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及び 再生利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、罰 則。	パトロールを実施	×	
蓮田白岡衛 生組合	○	廃棄物の処理及び再生利 用の促進に関する条例	第15条第1項・・・資源物の所有権は組合に帰属す る。 第15条第2項・・・管理者が指定する者以外の者は、資 源物を収集し、又は運搬してはならない。	集積所に持ち去り禁止看板を設置、 警察と両市環境課及び組合職員によ る合同パトロールの実施	×	
久喜宮代衛 生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物 の処理及び再利用に関する 条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結して いる事業者以外の者は、看板が設置された集積所に排 出された資源物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回収 日に巡回パトロールの実施	×	
朝霞地区一 部事務組合						該当なし
皆野・長瀬下 水道組合						該当なし
上尾、桶川、 伊奈衛生組 合						該当なし
志木地区衛 生組合						該当なし
北本地区衛 生組合						該当なし
入間西部衛 生組合						該当なし
入間東部地 区事務組合						該当なし

2.4 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

罰則適用の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備 考
小川地区衛 生組合						該当なし
坂戸地区衛 生組合						し尿処理事業の み
東埼玉資源 環境組合						該当なし
蕨戸田衛生 センター組合						蕨市、戸田市が 回答
彩北広域清 掃組合						該当なし
秩父広域市 町村圏組合	○	秩父広域市町村圏組合廃 棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する 者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視、情報提供	×	
児玉郡市広 域市町村圏 組合						本庄市、美里 町、神川町、上 里町が回答
埼玉西部環 境保全組合	○	埼玉西部環境保全組合廃 棄物処理及び清掃に関する 条例	・集積所に出された資源の所有権は組合に帰属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示	×	窃盗罪を適用
大里広域市 町村圏組合						熊谷市、深谷 市、寄居町が回 答
埼玉中部環 境保全組合						該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

2.5 ごみ屋敷条例の制定状況

罰則適用の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	備考
さいたま市	×			
川越市	×			
熊谷市	×			
川口市	×			
行田市	×			
秩父市	×			
所沢市	×			
飯能市	×			
加須市	×			
本庄市	×			
東松山市	×			
春日部市	×			
狭山市	×			
羽生市	×			
鴻巣市	×			
深谷市	×			
上尾市	×			
草加市	○	草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例	建物等(建物等が立地する敷地を含む。)又はそれに附属する工作物が、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ又は悪臭が発生すること、火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態や敷地内で生育している樹木又は雑草が繁茂し、その枝、落葉等が敷地の境界線を越え、当該敷地の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態の場合、指導又は勧告ができる。	
越谷市	×			
蕨市	×			
戸田市	×			
入間市	×			
朝霞市	×			
志木市	×			
和光市	○	和光市空家等の推進に関する特別措置法施行細則	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態などの空家を特定空家等管理台帳に記録し管理する。またその措置の取り方を定めている。	
新座市	×			
桶川市	×			
久喜市	×			
北本市	×			
八潮市	○	八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例	管理不全状態の空家等や老朽建築物等及びごみ屋敷について、所有者等が必要な措置を講ずるよう、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等を定めている。	地域指定× 八潮市都市計画課
富士見市	×			
三郷市	×			

## 2.5 ごみ屋敷条例の制定状況

蓮田市	×			
坂戸市	×			
幸手市	×			
鶴ヶ島市	×			
日高市	×			
吉川市	×			
ふじみ野市	×			
白岡市	×			
伊奈町	×			
三芳町	○	三芳町特定居住物件等の環境の改善に関する条例	町内の管理不全な状態にある建築に対し、立入調査・認定・助言又は指導・措置の勧告及び命令・行政代執行が出来るようにする。	
毛呂山町	×			
越生町	×			
滑川町	×			
嵐山町	×			
小川町	○	小川町環境保全条例	建物及び敷地内に廃棄物を放置するなどの不適切な管理を行う所有者に対して、管理不良状態の解消に必要な指導又は助言を行う	
川島町	×			
吉見町	×			
鳩山町	×			
ときがわ町	×			
横瀬町	×			
皆野町	×			
長瀬町	×			
小鹿野町	×			
東秩父村	×			
美里町	×			
神川町	×			
上里町	×			
寄居町	×			
宮代町	×			
杉戸町	×			
松伏町	×			

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

## 2.6 ごみ屋敷の把握状況

市町村等	ごみ屋敷調査の有無	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
さいたま市	×				
川越市	×				
熊谷市	×				
川口市	×				
行田市	×				
秩父市	×				
所沢市	×				
飯能市	×				
加須市	×				
本庄市	×				
東松山市	×				
春日部市	○	14	14	5	
狭山市	×				
羽生市	×				
鴻巣市	○	3	3	0	
深谷市	×				
上尾市	×				
草加市	×				
越谷市	×				
蕨市	×				
戸田市	×				
入間市	○	1	1	1	
朝霞市	×				
志木市	×				
和光市	×				
新座市	×				

## 2.6 ごみ屋敷の把握状況

市町村等	ごみ屋敷調査の有無	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
桶川市	×				
久喜市	×				
北本市	×				
八潮市	×				
富士見市	×				
三郷市	×				
蓮田市	○	2	2	0	
坂戸市	×				
幸手市	×				
鶴ヶ島市	×				
日高市	○	1	1	0	
吉川市	×				
ふじみ野市	×				
白岡市	○	1	1	0	市民等から連絡があった際に調査を実施している。
伊奈町	○	1	1	0	町民等から連絡があった際に調査を実施している。
三芳町	×				
毛呂山町	○	1	1	0	
越生町	×				
滑川町	×				
嵐山町	×				
小川町	×				町民等から連絡があった場合に調査を実施している
川島町	×				
吉見町	×				
鳩山町	×				

## 2.6 ごみ屋敷の把握状況

市町村等	ごみ屋敷調査の有無	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
ときがわ町	×				
横瀬町	×				
皆野町	×				
長瀬町	×				
小鹿野町	×				
東秩父村	×				
美里町	×				
神川町	×				
上里町	×	5	0	0	
寄居町	×				
宮代町	×				
杉戸町	×				
松伏町	×				

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外



2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
さいたま市	○	一時多量ごみ	許可業者による収集運搬	
川越市	○	家庭系一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
熊谷市	○	一度に多量のごみ	自己搬入、許可業者収集	
川口市	○	引っ越しごみ	自己搬入・許可業者収集	引越等一時多量ごみ
行田市	×			
秩父市	×			組合で回答
所沢市	○	引っ越しごみ等	市のクリーンセンターへ自己搬入または市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ依頼する。	
飯能市	×			
加須市	×			
本庄市	×			
東松山市	×			
春日部市	○	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
狭山市	○	家庭一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
羽生市	×	引っ越しごみ	自己搬入	
鴻巣市	×			
深谷市	○	引っ越しごみ	自己搬入	
		大掃除に伴うごみ	自己搬入	
上尾市	○	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
		引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	
草加市	×	引っ越しごみ等	排出者が市の収集・運搬許可業者に直接依頼する。	
越谷市	×			

2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の 位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
蕨市	×	火災による片付けのごみ	自己搬入	
		遺品整理ごみ	自己搬入	
戸田市	×	遺品整理ごみ	自己搬入	対象者の死亡を証明する物
		り災ごみ	自己搬入	り災証明書
入間市	○	引っ越しごみ	市のクリーンセンターへの自己搬入もしくは許可業者へ依頼	搬入前に分別が必要
		事業系一時多量ごみ	同上	同上
朝霞市	○	引っ越しごみ、大掃除ごみ	自己搬入、許可業者収集	
志木市	×			20kgを超えるものは自己搬入
和光市	○	引っ越し、大掃除、庭木の剪定などで一時的に出るごみ	自己搬入、許可業者収集	
新座市	○	引っ越しごみ	自己搬入	
桶川市	×			
久喜市	×			組合で回答
北本市	×			
八潮市	×	多量ごみ	許可業者収集	各事業者に問合せ
富士見市	×			
三郷市	×			
蓮田市				組合で回答
坂戸市	×			
幸手市	○	引っ越しごみ	自己搬入又は許可業者による搬入	
		遺品整理ごみ	遺族又は許可業者による搬入	
鶴ヶ島市				埼玉西部環境保全組合で回答

2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の 位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
日高市	×	引っ越しごみ	許可業者収集	
		遺品整理ごみ	許可業者収集	
吉川市	○	一時多量ごみ	一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼	
ふじみ野市	×	引っ越しごみ	自己搬入・許可業者収集	
白岡市				蓮田白岡衛生組合が回答
伊奈町	×			
三芳町	×			
毛呂山町				組合で回答
越生町				埼玉西部環境保全組合で回答
滑川町	×			
嵐山町	×	引っ越しごみ、遺品整理	自己搬入、許可業者による搬入	
小川町	×			
川島町	×			
吉見町	×			
鳩山町	○	家庭系ごみ全般	自ら直接搬入 一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け
ときがわ町	×			
横瀬町	×			
皆野町	×			
長瀬町	×			
小鹿野町	×			
東秩父村	×			
美里町	×			
神川町	×			

2.7 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
上里町	×			
寄居町	○	引っ越しごみ	自己搬入又は許可業者収集	
		庭木剪定ごみ	自己搬入又は許可業者収集	
宮代町	×			久喜宮代衛生組合が回答
杉戸町	×			
松伏町	○	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者依頼	
		遺品整理ごみ	自己搬入、許可業者依頼	
蓮田白岡衛生組合	○	家庭系多量ごみ	自己搬入、許可業者による特別収集	
久喜宮代衛生組合	○	引っ越しごみ	個人による自己搬入又は許可業者搬入	
		遺品整理ごみ	個人による自己搬入又は許可業者搬入	
志木地区衛生組合				該当なし
北本地区衛生組合				該当なし
入間西部衛生組合				該当なし
入間東部地区事務組合				該当なし
小川地区衛生組合	×			
坂戸地区衛生組合	×			し尿処理事業のみ
東埼玉資源環境組合				該当なし
蕨戸田衛生センター組合				蕨市、戸田市が回答
彩北広域清掃組合				該当なし
秩父広域市町村圏組合	×			
児玉郡市広域市町村圏組合				本庄市、美里町、神川町、上里町が回答
埼玉西部環境保全組合	○	家庭系ごみ全般	自ら直接搬入 一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け
大里広域市町村圏組合				熊谷市、深谷市、寄居町が回答
埼玉中部環境保全組合				構成市町で回答(鴻巣・北本・吉見)

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

## 2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	審議会の構成										備考	
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
さいたま市	○	さいたま市廃棄物減量等推進審議会	15	○		○	○	○				○	○	関係行政機関 (環境省・県)職 員
川越市	○	川越市廃棄物減量等推進審議会	20	○		○	○	○	○	○	○	○	○	PTA連合会
熊谷市	○	熊谷市環境審議会委員	15	○				○	○	○	○	○	○	
川口市	○	川口市廃棄物対策審議会	15	○				○		○	○	○	○	関係行政機関 職員
行田市	×													
秩父市	×													組合で回答
所沢市	○	所沢市廃棄物減量等推進審議会	14	○	○			○	○			○		
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進審議会	10	○	○			○		○		○		
加須市	○	加須市廃棄物減量等推進審議会	18	○	○				○	○		○		
本庄市	○	本庄市廃棄物減量等推進審議会	18	○	○					○	○	○	○	公募
東松山市	×													
春日部市	○	春日部市ごみ減量化・資源化等 推進審議会	14	○	○	○			○	○		○	○	公募
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○					○		○		
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進審議会	16	○	○	○	○	○	○			○		
鴻巣市	○	鴻巣市環境審議会	13	○					○	○		○		
深谷市	○	廃棄物減量等推進審議会	14	○				○		○		○		
上尾市	○	上尾市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○			○	○	○	○			
草加市	○	草加市廃棄物減量等推進審議会	10	○		○	○	○				○	○	その他:地域市民団 体等の代表者 業界団体:物の製 造、販売等を行う事 業者
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進審議会	15	○		○				○		○		
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進審議会	9	○				○	○	○				
戸田市	×													
入間市	○	入間市廃棄物減量等推進審議会	15	○						○		○	○	その他は入間 市連合区長会

2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	・設置の有無 ○あり ×なし										備考	
			審議会の構成											
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
朝霞市	○	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	10	○	○		○		○	○	○	○	○	リサイクルプラ ザ利用者代表、 自治会連合会 代表者
志木市	○	志木市廃棄物減量化資源化等推 進審議会	8	○	○	○		○	○		○	○	○	学識経験者、消 費団体ではな く、識見を有す る者
和光市	○	和光市廃棄物減量等推進審議会	10	○	○		○	○	○		○			
新座市	×													
桶川市	×													
久喜市	×													組合で回答
北本市	○	北本市廃棄物減量等推進審議会	8	○	○		○		○		○			
八潮市	○	八潮市廃棄物減量等推進審議会	9	○	○		○	○	○		○			その他:PTA連 合会 子ども育成会協 議会
富士見市	○	富士見市環境審議会	15	○	○				○		○			
三郷市	×													
蓮田市	○	蓮田白岡衛生組合 廃棄物減量等推進審議会	20	○	○		○	○	○		○			
坂戸市	○	坂戸市廃棄物減量等推進審議会	11	○					○		○	○	○	その他:関係団 体
幸手市	×													
鶴ヶ島市	×													
日高市	×													
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進審議会	10	○	○	○		○	○	○	○	○	○	吉川市廃棄物 の処理及び再 生利用に関す る条例
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会	12	○	○				○		○			
白岡市	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等 推進審議会	20	○	○		○	○	○		○			
伊奈町	×													

2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	・設置の有無 ○あり ×なし									備考
			審議会の構成									
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民 議 員	商 工 会 等	そ の 他	
三芳町	×											
毛呂山町	○	ごみ減量化等検討委員会	10	○				○				○
越生町	×											
滑川町	×											
嵐山町	○	嵐山町廃棄物減量等推進審議会	0	○			○		○			○ その他:美化推進委員
小川町	×											
川島町	○	川島町環境保全審議会並びに川島町廃棄物減量等推進審議会	15	○	○		○	○	○			○ 関係行政機関職員
吉見町	○	吉見町環境審議会	13	○			○		○		○	
鳩山町	×											
ときがわ町	○	ときがわ町環境審議会	7	○						○		○ 関係行政機関職員
横瀬町	×											
皆野町	×											
長瀬町	×											
小鹿野町	×											
東秩父村	×											
美里町	○	美里町廃棄物減量等推進審議会	10	○			○		○	○	○	○ その他:関係行政機関職員
神川町	○	廃棄物減量等推進審議会	11		○				○	○	○	○ その他:広域圏組合
上里町	○	上里町廃棄物減量等推進審議会	15 以内	○	○	○	○	○	○		○	
寄居町	×											
宮代町	×											久喜宮代衛生組合が回答
杉戸町	×											
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進審議会	10	○	○		○		○		○	
蓮田白岡衛生組合	○	蓮田白岡衛生組合 廃棄物減量等推進審議会	20	○	○		○	○	○		○	
久喜宮代衛生組合	×											

2.8 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の有 無	名 称	審議会の構成									備考			
			委員 数	学 識 経 験 者	業 者	廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員		商 工 会 等	そ の 他	
朝霞地区一 部事務組合															該当なし
皆野・長瀬 下水道組合															該当なし
上尾、桶川、 伊奈衛生組 合															該当なし
志木地区衛 生組合															該当なし
北本地区衛 生組合															該当なし
入間西部衛 生組合															該当なし
入間東部地 区事務組合															該当なし
小川地区衛 生組合	×														
坂戸地区衛 生組合	×														
東埼玉資源 環境組合															該当なし
蕨戸田衛生 センター組 合															蕨市、戸田市が 回答
彩北広域清 掃組合															該当なし
秩父広域市 町村圏組合	×														
児玉郡市広 域市町村圏 組合															本庄市、美里 町、神川町、上 里町が回答
埼玉西部環 境保全組合	×														
大里広域市 町村圏組合															熊谷市、深谷 市、寄居町が回 答
埼玉中部環 境保全組合	×														該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外



2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
さいたま市	○	クリーンさいたま推進員	1,515	○	○	○	○		
川越市	○	かわごえ環境推進員	延べ 842人	○	○	○			
熊谷市	○	熊谷市環境美化推進員	465	○	○	○	○		
川口市	○	川口市クリーン推進員	623	○	○	○	○	○	まち美化活動
行田市	×								
秩父市	○	秩父市環境衛生推進員	257				○		
所沢市	○	所沢市環境推進員	1,029	○	○	○			
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進員	967	○		○		○	ごみの減量化、資源化のための施策に協力
加須市	×								
本庄市	○	本庄市環境衛生推進委員	416	○		○			
東松山市	○	東松山市クリーンリーダー	226	○		○	○	○	その他:ごみ集積所の点検
春日部市	○	クリーンかすかべ推進員	423	○					
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進員	248	○		○			
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進員	259	○	○	○	○		
鴻巣市	○	鴻巣市環境衛生委員	740	○	○	○	○		
深谷市	×								
上尾市	×								

2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
草加市	○								制度の見直し等検討のため、平成21年1月28日任期満了(2年間)後、新規委嘱手続を一時休止
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進員	531	○	○				
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進員	221	○	○	○			
戸田市	×								
入間市	×								
朝霞市	×								
志木市	○	志木市ごみ分別指導員	7	○	○	○	○		ごみの適正処理、正しいごみの出し方の啓発活動
和光市	×								
新座市	×								
桶川市	×								
久喜市	×								組合で回答
北本市	×								
八潮市	○	八潮市環境衛生委員	48	○	○				
富士見市	○	富士見市環境施策推進市民会議	121	○					
三郷市	○	三郷市環境美化推進員	114		○	○			
蓮田市	×								
坂戸市	×								

2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況				備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力				
				集団回収、不用品交換会等の推進役				
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導				
				不法投棄の監視モニター				
その他								
幸手市	○	廃棄物減量等推進員	190	○	○			
鶴ヶ島市	×							
日高市	×							
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進員	405	○	○	○	吉川市廃棄物減量等推進員要綱	
ふじみ野市	○	ふじみ野市地域クリーン推進員	107		○			
白岡市	×							
伊奈町	○	伊奈町衛生委員	106	○	○	○		
三芳町	×							
毛呂山町	○	廃棄物減量等推進委員	549	○	○			
越生町	×							
滑川町	○	滑川町環境委員	100	○	○	○		
嵐山町	○	嵐山町環境美化推進委員	35	○	○	○		
小川町	○	小川町環境美化推進委員	75	○	○			
川島町	×							
吉見町	○	吉見町衛生委員	75	○	○	○		
鳩山町	○	鳩山町ごみ減量化等推進委員会	8	○				
ときがわ町	○	ときがわ町環境推進委員	56	○	○	○		
横瀬町	×							

2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
不法投棄の監視モニター									
その他									
皆野町	×								
長瀬町	×								
小鹿野町	×								
東秩父村	○	東秩父村衛生委員	21	○	○				
美里町	×								
神川町	○	環境衛生推進委員	23	○	○	○	○		
上里町	×								
寄居町	×								
宮代町	×								久喜宮代衛生組合が回答
杉戸町	○	杉戸町リサイクル推進員	178	○	○				
松伏町	×								
蓮田白岡衛生組合	×								
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員	620	○	○		○		業務報告書の提出
朝霞地区一部事務組合									該当なし
皆野・長瀬下水道組合									該当なし
上尾、桶川、伊奈衛生組合									該当なし

2.9 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況				備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力				
				集団回収、不用品交換会等の推進役				
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導				
				不法投棄の監視モニター				
その他								
志木地区衛生組合								該当なし
北本地区衛生組合								該当なし
入間西部衛生組合								該当なし
入間東部地区事務組合								該当なし
小川地区衛生組合	×							
坂戸地区衛生組合	×							
東埼玉資源環境組合								該当なし
蕨戸田衛生センター組合								該当なし
彩北広域清掃組合								該当なし
秩父広域市町村圏組合	×							
児玉郡市広域市町村圏組合								本庄市、美里町、神川町、上里町が回答
埼玉西部環境保全組合	×							
大里広域市町村圏組合								熊谷市、深谷市、寄居町が回答
埼玉中部環境保全組合	×							該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

2.10 不法投棄監視員制度の状況

・委嘱の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
さいたま市	委託	不法投棄等防止夜間監視業務	2	警備会社	不法投棄重点監視区域の夜間パトロール	365	
川越市	制度なし	廃棄物等監視員	3	警察OB	監視パトロール	年291回	会計年度任用職員として正規雇用
熊谷市	制度なし						
川口市	制度なし						
行田市	制度なし						
秩父市	委託		4	秩父市シルバー人材センター会員	不法投棄監視・収集	240	
所沢市	委託	不法投棄防止パトロール及び撤去業務委託	5	公益社団法人所沢市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄物の撤去	201	
飯能市	委嘱	不法投棄監視パトロール嘱託員	1	警察OB	監視パトロール、不登投棄物の回収、警察署との連携	150年/回	会計年度任用職員
加須市	制度なし						
本庄市	制度なし						
東松山市	制度なし						
春日部市	委嘱	廃棄物及び資源物の情報提供に関する覚書		春日部市内郵便局	業務中の不法投棄等の情報提供	随時	
狭山市	委託	狭山市不法投棄防止対策委託	4	狭山市シルバー人材センター	不法投棄されやすい河川敷や平地林などのパトロール及び不法投棄されたごみの調査と撤去	141	
羽生市	制度なし						
鴻巣市	制度なし						
深谷市	制度なし						
上尾市	制度なし						
草加市	制度なし						
越谷市	制度なし						
蕨市	制度なし	蕨郵便局及びタクシー協議会情報提供の覚書		蕨郵便局・タクシー協議会	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
戸田市	委託	不法投棄廃棄物等監視及び回収業務委託		業者に委託	不法投棄を防止するための監視パトロール及び道路時期に不法投棄された廃棄物の回収	11月23日、12月31日～1月3日及び日曜日を除く	

## 2.10 不法投棄監視員制度の状況

・委嘱の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
入間市	制度 なし						
朝霞市	委嘱	不法投棄監視業務委託	2	1チーム(2人1組)	年24回、市内の不法投棄が多い 地点41地点を巡回する。一回目 は市の指定する場所のパトロー ルを実施し、二回目は投棄物が 多い地点等を重点的にパトロー ルする。また、定点監視も行う。	24	
志木市	委嘱	志木市市民クリーンパトロー ル	4	市民	市内の河川敷等を巡回し、不法 投棄防止活動をする。	196	犬の糞等を回収して いる
和光市	制度 なし						
新座市	委嘱	新座市環境保全協力員	42	環境保全に熱意のある 者	不法投棄重点箇所の監視及び通 報	随時	新座市環境保全協 力員要綱
桶川市	制度 なし	桶川市と桶川市内郵便局と の包括連携に関する協定		桶川市内郵便局	業務中に発見した不法投棄物に 関する情報提供	随時	
久喜市	制度 なし						
北本市	制度 なし						
八潮市	制度 なし						
富士見市	制度 なし						
三郷市	制度 なし						
蓮田市	制度 なし						
坂戸市	委託	不法投棄監視等業務	2	業務委託	パトロール及び収集	52	
幸手市	制度 なし						
鶴ヶ島市	制度 なし	不法投棄物市内パトロール 業務	2	市職員	不法投棄のパトロール及び不法 投棄物の撤去	48	
日高市	制度 なし						
吉川市	制度 なし						
ふじみ野市	制度 なし						
白岡市	委託	環境パトロール業務委託	2	株式会社安住環境整美 事務所	市内の巡回パトロール及び不法 投棄物の回収	48	
伊奈町	委託	ごみパトロール業務委託	—	公益社団法人 伊奈町シルバー人材セ ンター	町内を巡回し、不法投棄物の調 査及び回収可能なものは回収を する。	50	
三芳町	制度 なし						

2.10 不法投棄監視員制度の状況

・委嘱の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
毛呂山町	委託	不法投棄パトロール	2	委託業者	週1回(4時間/日)町内循環パトロールを行い、不法投棄物の抑止及び不法投棄物の回収を行う。	49	
越生町	委託	不法投棄・施設箇所の巡回・整備業務委託	2	一般社団法人越生町シルバー人材センター	町内の巡回パトロール及び不法投棄物の回収	48	名称の変更
滑川町	委託	生活環境パトロール町内美化推進事業	2	滑川町シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄ごみの回収	96	
嵐山町	制度なし						
小川町	制度なし						
川島町	委託	不法投棄巡視業務委託	2	シルバー人材センター会員	軽易な不法投棄物の回収	120	
吉見町	制度なし	吉見町と郵便局との包括連携協定書		吉見郵便局	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
鳩山町	委託	不法投棄監視清掃業務	2	公益社団法人鳩山町シルバー人材センター	不法投棄の監視・通報・回収	33	不法投棄の回収・監視パトロールの業務委託
ときがわ町	委託	ごみ不法投棄防止対策事業	2	(公社)ときがわ町シルバー人材センター	不法投棄防止のための巡回・通報・軽微な投棄物の回収	96	
横瀬町	委嘱	横瀬町クリーンパトロール員	69	ボランティア	横瀬町クリーンパトロール員による巡回、不法投棄防止活動、不法投棄情報の通報等	随時	傷害保険に加入
皆野町	制度なし						
長瀬町	委託	長瀬町環境美化業務委託	3	長瀬町シルバー人材センター会員	不法投棄防止のための巡回・通報・軽微な投棄物の回収	51	
小鹿野町	制度なし						
東秩父村	委嘱	東秩父村不法投棄監視員	2	村民	村内全域の不法投棄監視パトロール	24	
美里町	制度なし						
神川町	制度なし						
上里町	制度なし						
寄居町	制度なし						
宮代町	制度なし						
杉戸町	制度なし						
松伏町	委託	町内環境整備推進事業	2	公益財団法人松伏町シルバー人材センター	不法投棄の監視・通報・回収	243	



2.10 不法投棄監視員制度の状況

・委嘱の有無 ○あり ×なし

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
蓮田白岡衛 生組合	制度 なし						
久喜宮代衛 生組合							該当なし
朝霞地区一 部事務組合							該当なし
皆野・長瀬 下水道組合							該当なし
上尾、桶川、 伊奈衛生組 合							該当なし
志木地区衛 生組合							該当なし
北本市地区 衛生組合							該当なし
入間西部衛 生組合							該当なし
入間東部地 区事務組合							該当なし
小川地区衛 生組合	制度 なし						
坂戸地区衛 生組合	制度 なし						
東埼玉資源 環境組合							該当なし
蕨戸田衛生 センター組 合							蕨市、戸田市が回 答
彩北広域清 掃組合							該当なし
秩父広域市 町村圏組合	制度 なし						
児玉郡市広 域市町村圏 組合							本庄市、美里町、神 川町、上里町が回 答
埼玉西部環 境保全組合	制度 なし						
大里広域市 町村圏組合							熊谷市、深谷市、寄 居町が回答
埼玉中部環 境保全組合	制度 なし						該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

2.11 再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
さいたま市	○	個別指定	剪定枝、刈草	埼玉県 さいたま市公園緑地協会
川越市	×			
熊谷市	×			
川口市	×	個別指定	木くず	(株)クワバラ・パンぷキン
行田市	×			
秩父市	×			
所沢市	×			
飯能市	×			
加須市	×			
本庄市	×			
東松山市	×			
春日部市	×			
狭山市	×			
羽生市	×			
鴻巣市	×			
深谷市	×			
上尾市	×			
草加市	×			
越谷市	×			
蕨市	○	一般指定	金属類・生きびん・その他のびん・プラスチック製容器包装・古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙バック)・その他の紙類・布類・ペットボトル・消火器/バッテリー・蛍光管等・乾電池	(株)クリーンシティー (有)蕨環境整備センター
戸田市	×			
入間市	×			
朝霞市	×			
志木市	×			
和光市	×			
新座市	×			

2.11 再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
桶川市	×			
久喜市	×			組合で回答
北本市	×			
八潮市	×			
富士見市	×			
三郷市	×	個別指定	①食品残渣 ②刈草	①三郷興業、三栄興業、SCS、十河サービス ②国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、東京都水道局三郷浄水場、公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社
蓮田市	×			
坂戸市	×			
幸手市	×			
鶴ヶ島市	×			
日高市	×			
吉川市	×			
ふじみ野市	×			
白岡市	×			
伊奈町	×			
三芳町	○	個別指定	食品廃棄物	片山商事(株)
毛呂山町	×			組合で回答
越生町	×			
滑川町	×			
嵐山町	×			

## 2.11 再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
小川町	×	個別指定	食品残渣	特定非営利活動法人小川町風土 活用センター
川島町	×			
吉見町	×			
鳩山町	×			
ときがわ町	×			
横瀬町	×			
皆野町	×			
長瀬町	×			
小鹿野町	×			
東秩父村	×			
美里町	×			
神川町	×			
上里町	×			
寄居町	×			
宮代町	×			
杉戸町	×			
松伏町	×			
蓮田白岡衛生 組合	×			
久喜宮代衛生 組合	×			
朝霞地区一部 事務組合				該当なし
皆野・長瀬下 水道組合				該当なし
上尾、桶川、伊 奈衛生組合				該当なし
志木地区衛生 組合				該当なし
入間西部衛生 組合				該当なし
入間東部地区 事務組合				該当なし
小川地区衛生 組合	×			
坂戸地区衛生 組合	×			

2.11 再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物	事業者名
東埼玉資源環境組合				該当なし
蕨戸田衛生センター組合	×			
彩北広域清掃組合				該当なし
秩父広域市町村圏組合	×			
児玉郡市広域市町村圏組合				本庄市、美里町、神川町、上里町が回答
埼玉西部環境保全組合	×			
大里広域市町村圏組合				熊谷市、深谷市、寄居町が回答
埼玉中部環境保全組合				該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外

2.12 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

市町村 組合	制定の有無	規定の有無	備考
さいたま市	○	○	
川越市	○	×	
熊谷市	○	×	
川口市	○	○	
行田市	×	×	
秩父市	×	×	
所沢市	○	×	
飯能市	×	×	
加須市	×	×	
本庄市	×	×	
東松山市	×	×	
春日部市	×	×	
狭山市	×	×	
羽生市	×	×	
鴻巣市	×	×	
深谷市	×	×	
上尾市	×	×	
草加市	○	×	
越谷市	×	×	
蕨市	×	×	
戸田市	×	×	
入間市	×	×	
朝霞市	×	×	
志木市	×	×	
和光市	×	×	
新座市	×	×	
桶川市	×	×	
久喜市			組合で回答
北本市	×	×	
八潮市	×	×	

2.12 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

市町村 組合	制定の有無	規定の有無	備考
富士見市	×	×	
三郷市	×	×	
蓮田市	×	×	
坂戸市	×	×	
幸手市	×	×	
鶴ヶ島市			埼玉西部環境保全組合回答
日高市	×	×	
吉川市	×	×	
ふじみ野市	×	×	
白岡市	×	×	
伊奈町	×	×	
三芳町	×	×	
毛呂山町			組合で回答
越生町	×	×	
滑川町	×	×	
嵐山町	×	×	
小川町	×	×	
川島町	×	×	
吉見町	×	×	
鳩山町	○	×	
ときがわ町	×	×	
横瀬町	×	×	
皆野町	×	×	
長瀨町	×	×	
小鹿野町	×	×	
東秩父村	×	×	
美里町	×	×	
神川町	×	×	
上里町	×	×	
寄居町	×	×	

2.12 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

市町村組合	制定の有無	規定の有無	備考
宮代町			久喜宮代衛生組合が回答
杉戸町	×	×	
松伏町	×	×	
蓮田白岡衛生組合	×	×	
久喜宮代衛生組合	○	×	
朝霞地区一部事務組合			該当なし
皆野・長瀬下水道組合			該当なし
上尾、桶川、伊奈衛生組合			該当なし
志木地区衛生組合			該当なし
北本地区衛生組合			該当なし
入間西部衛生組合			該当なし
入間東部地区事務組合	○	×	
小川地区衛生組合	×	×	
坂戸地区衛生組合	×	×	
東埼玉資源環境組合	○	×	
蕨戸田衛生センター組合	×	×	
彩北広域清掃組合			該当なし
秩父広域市町村圏組合	×	×	
児玉郡市広域市町村圏組合			本庄市、美里町、神川町、上里町が回答
埼玉西部環境保全組合	○	×	
大里広域市町村圏組合			熊谷市、深谷市、寄居町が回答
埼玉中部環境保全組合			該当なし

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外